

# 障害福祉サービスの利用者負担額を軽減します

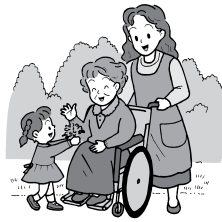
今年4月から導入された障害福祉サービスの利用量に応じた定率負担（1割負担）により、大半の利用者世帯において負担が非常に大きくなったことから、市では、独自の施策として負担軽減措置を実施します。

これは、不公平感をなくすようサービスの種類や所得、利用量の多少に関わらず、サービスを利用される方全員を対象として、必要なサービスを利用しやすい環境に整備するものです。

## 利用者負担の軽減内容

障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）と日中一時支援事業や経過のデイサービス事業などの地域生活支援事業の利用者については、本来の利用者負担額から、左記のとおり軽減します。

| 年度                     | 軽減率   |
|------------------------|-------|
| 平成18年度<br>(10月以降利用分のみ) | 50%   |
| 平成19年度                 | 25%   |
| 平成20年度                 | 12.5% |



## 利用者負担の総合上限制度

障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）と地域生活支援事業を併用される方については、利用者負担が過大になる恐れがあることから、市では、1月あたりの利用者負担額の合計が下記の金額を超えないよう総合上限額を設定し、制度改正による新たな負担増を軽減することとしています。

問 障害福祉課（内線624・625）  
・各総合支所保健福祉課

| 区分                          | 生活保護世帯 | 低所得1世帯  | 低所得2世帯  | 一般課税世帯  |
|-----------------------------|--------|---------|---------|---------|
| 障害福祉サービス<br>(介護給付・訓練等給付)    | 0円     | 15,000円 | 24,600円 | 37,200円 |
| 地域生活支援事業<br>(日常生活用具給付事業を除く) |        |         |         |         |
| 補装具給付事業                     | 0円     | 15,000円 | 24,600円 | 37,200円 |
| 日常生活用具給付事業                  | 0円     | 15,000円 | 24,600円 | 37,200円 |

※低所得1世帯 ⇒ 非課税世帯で本人の年間収入が80万円以下の方  
低所得2世帯 ⇒ 非課税世帯で低所得1以外の方

石巻市の相談支援事業所は **障害児(者)相談支援事業所 フリースペース“KAI”** です。

身体、知的、精神に障害をお持ちの方の各種相談に応じています。

お気軽にご相談ください。

〒986-0016 石巻市八幡町二丁目4-23 TEL 93-2924 FAX 93-2954

## 年末調整説明会

年末調整は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収した所得税と、一年間の給与総額に対する年税額との差額を精算するものです。

給与所得者にとっては確定申告に代わる大切な手続きとなっています。説明会を次の日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

| 月 日       | 時 間         | 会 場       | 主 催               |
|-----------|-------------|-----------|-------------------|
| 11月21日(火) | 13:30~16:00 | 石巻文化センター  | 石巻税務署             |
| 12月1日(金)  |             | 河北総合支所    | 石巻税務署<br>(社)石巻法人会 |
| 12月4日(月)  |             | 石巻ルネッサンス館 |                   |

問 石巻税務署 法人課税第一部門  
☎ 23・8156

## 北鰯山墓地を 使用されている方へ

### ■ 移転にご協力を

市では、北鰯山墓地から石巻霊園などに墓地を移転する資金の融資あっせんを行っています。移転にご協力願います。

### ■ 不法投棄・車両放置はやめましょう

北鰯山墓地は故人が眠る安らぎと追慕の場です。ゴミを捨てたり、車両を放置したりすることは絶対にやめましょう。

また、道路に面した移転墓所の跡地は、墓参者用の駐車場で、総合体育館臨時駐車場区域を除き、一般の方の駐車は禁止されています。ルールとマナーを必ず守りましょう。

## 石巻霊園を 使用されている方へ

石巻霊園の使用者が死亡などで変わったときや、転居など住所が変わったときは、市民課への死亡届や転居届などの届け出とは別に、環境対策課へ墓所の承継届・使用者住所等変更届の届け出が必要です。

届け出をしないままにしておきますと墓地の使用ができなくなることもありますので、必ず届け出をするようにしてください。（詳細はお問い合わせください）

なお、合併に伴う住所変更の届け出は必要ありません。

☒ 環境対策課（内線507・508）

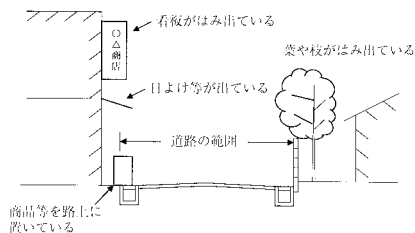
## 庭木の枝や広告看板などは 道路にはみ出さないように！

図のような状態では、歩行者や自転車、さらには自動車の通行にも支障となったり、道路標識やカーブミラーが見えにくくなってしまいます。

庭木は適時に枝払いや刈り込みを行い、許可を得ていない看板などは道路にはみ出さないよう自己管理をしてください。

※広告看板などは高さ制限基準をクリアすれば許可できる（有料）ものもありますので、ご相談ください。

☒ 道路課（内線297・303）



## 犬・猫を 飼えなくなった方へ

犬や猫は家族の一員ですので終生責任をもって飼いましう。どうしても飼えなくなった場合はご相談ください。

市では犬猫の引き取りを行っています。日程をよくお確かめの上、引き渡す日の前日まで、環境対策課もしくは会場となる総合支所へ連絡してください。

☒ 環境対策課（内線268・269）  
・各総合支所市民生活課

| 日      | 時           | 会場           |
|--------|-------------|--------------|
| 1日(水)  | 10:00       | 北上総合支所       |
| 〃      | 10:30       | 河北総合支所       |
| 8日(水)  | 9:30~10:00  | 市役所第1分庁舎内駐車場 |
| 〃      | 8:30~12:00  | 雄勝総合支所       |
| 15日(水) | 13:00~14:00 | 桃生総合支所       |
| 〃      | 14:00~14:30 | 河南母子健康センター前  |
| 22日(水) | 9:30~10:00  | 市役所第1分庁舎内駐車場 |
| 〃      | 14:00       | 牡鹿総合支所       |

## 「男女間における暴力に関する調査」について

内閣府男女共同参画局は、平成17年11月から12月にかけて、全国の20歳以上の男女4,500人を対象に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、平成18年4月に結果を公表しました。

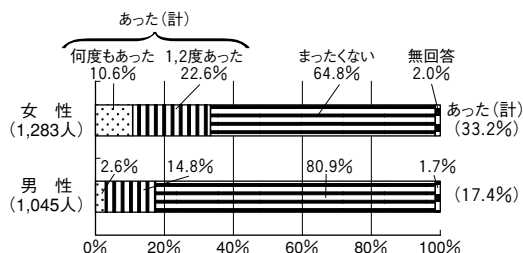
調査によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、もと配偶者も含む）から「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあると答えた人は、グラフのとおり女性では3割を越えています。

配偶者からの被害経験をまとめてみると、「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことが「何度もあった」という人は、女性10.6パーセント、男性2.6パーセントとなっています。

今回の調査から、男女間における暴力について、依然として被害が潜在しているという深刻な状況が浮き彫りとなっています。

【図 配偶者からの被害経験】

（身体的、心理的、性的いずれか1つでも受けたことがある）



詳しい報告については、内閣府男女共同参画局ホームページからご覧いただけます。  
(<http://www.gender.go.jp/dv/0604reprt.html>)

## 11月12日から25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

男女共同参画社会づくりをしていく上で、夫・パートナーからの暴力だけでなく、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な課題です。

「暴力は、決して許されるものではない」という意識をみんなですっかり持ち、暴力の根絶に努めましょう。

市では、「女性に対する暴力」についての相談窓口を設置しています。

市民相談センター（市役所第1分庁舎2階）  
月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分

連絡先： ☎ 95-1111 { 市民相談（内線450）  
母子支援相談（内線445）

☒ 男女共同参画推進室（内線600）



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク